

平成31年度 新設等を予定する特定教育・保育施設等について(案)

1 目的

平成31年4月1日に新設等を予定する特定教育・保育施設等について、関係法令の規定に基づき、審議会の意見を伺うもの。

2 教育・保育施設等の施設数(H31.4.1見込み)

	認定こども園	保育園	幼稚園	地域型保育事業
施設数	295	90	162	24

【参考】教育・保育施設等の施設数(H30.4.1時点)

	認定こども園	保育園	幼稚園	地域型保育事業
施設数	288	62	184	27

3 新設予定施設等の一覧

★は新規開園
その他は種別の移行

種別	(1)幼保連携型認定こども園																		
	北	東				中央					秋葉			西			西蒲		
施設名 (全て仮称)	にごりかわ こども園	認定こども 園 松崎保育園	東明こども 園	いろは こども園	牡丹山ひかり こども園	新潟 認定こども園	隣保館 認定こども園	寄居こども 園	紫竹山 こども園	ここの実 こども園	開志上所 こども園	にいつ愛慈 こども園	幼保連携型 認定こども 園	有明こども園	東小針 認定こども園	吉田こども園	あいりす こども園	曾根おひさま こども園	
運営主体	(福)新盛会	(福) 松崎福祉会	(福) 東明福祉会	(福)麗生会	(福) 愛和福祉会	(福)新潟市 社会事業協会	(福)新潟市 社会事業協会	(福) 寄居英心会	(福) 松の木会	(福)鈴の音 福祉会	(福) 愛宕福祉会	(福) 更生慈仁会	(福)おひさま 福祉会	(福)新潟市有明 福祉事業協会	(福)新潟市 社会事業協会	(福) ゆずり葉会	(福)美勢会	(福) 曾根保育園	
所在地	濁川	白銀2	東明3	竹尾2	上木戸1	関屋田町1	四ツ屋町1	寄居町	紫竹山2	南出来島1	上所中1	新津本町1	新津東町	西有明町1	小針1	西小針台2	小新5	曾根	
利用定員	126	139	100	100	96	100	75	76	100	99	135	159	81	155	150	105	102	106	
内訳	1号	6	9	10	10	6	10	10	6	9	45	9	9	15	10	15	12	6	
	2号	75	75	51	45	50	54	33	36	55	51	48	95	42	81	80	90	48	60
	3号	45	55	39	45	40	36	32	34	36	39	42	55	30	59	60	0	42	40
概要	保育所からの移行	保育所からの移行	保育所からの移行	保育所からの移行	保育所からの移行	保育所からの移行	保育所からの移行	保育所からの移行	保育所からの移行	保育所からの移行	★	保育所からの移行	★	保育所からの移行	保育所からの移行	保育所からの移行	保育所からの移行	保育所からの移行	保育所からの移行

種別	(2)幼稚園型認定こども園(※1)		(3)保育所型認定こども園(※2)							(4)保育園		(5)小規模保育事業A型(※3)				
	中央	西蒲	東			中央	江南	秋葉		西	東	西	東	中央		西
施設名 (全て仮称)	恵光学園 第1幼稚園	認定こども 園 和光幼稚園	瑞穂こども 園	下山こども 園	ゆたか こども園	旭保育園	本興寺 こども園	にこにこ こども園	おぎかわ こども園	くろとり こども園	みのり保育園	あいりす ヒルズ保育園	POPO おひさま 保育園	ニフイス こども園	サロン・ド・ ひまわり 上近江保育園	小規模 青山真行 保育園
運営主体	(学)恵光学園	(学)秀法学園	(福)心和会	(福) 下山福祉会	(福)育衛会	(福)旭光会	(福) 大淵福祉会	(福)育衛会	(福)育衛会	(福) 黒鳥福祉会	(福)博医会	(福)美勢会	(株)POPO	(学)新潟福 祉医療学園	(福)龍和会	(福) 真行保育園
所在地	天神尾1	押付	山木戸3	太平2	東中野山4	寺裏通1	大淵	あおば通2	中野3	黒鳥	下木戸	青山4	下木戸1	花園1	上近江2	青山新町
利用定員	75	69	72	96	163	86	65	183	163	105	90	90	19	19	19	19
内訳	1号	72	42	12	6	13	6	15	13	13	—	—	—	—	—	—
	2号	3	18	30	45	85	45	29	103	84	60	48	—	—	—	—
	3号	0	9	30	45	65	35	21	67	66	40	30	42	19	19	19
概要	幼稚園からの移行	幼稚園からの移行	保育所からの移行	保育所からの移行	保育所からの移行	保育所からの移行	保育所からの移行	保育所からの移行	保育所からの移行	保育所からの移行	★	★	★	★	★	★

※1 「幼稚園型認定こども園」

認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育園の機能を備えて認定こども園としての機能を果たすもの。

※2 「保育所型認定こども園」

認可保育園が、保育が必要な子ども以外の子どもの受け入れるなど、幼稚園の機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすもの。

※3 「小規模保育事業A型」(利用定員6人以上19人以下)

平成27年度より施行された子ども・子育て支援新制度において、教育・保育施設に加えて、地域型保育事業(市町村認可事業)として児童福祉法に位置付けられるもの。
小規模保育事業は、規模や職員配置に応じた3類型(A型、B型、C型)に分けられている。